

公募型プロポーザルの公告

フロントヤード改革調査業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

酒田市長 矢口 明子

1 業務の概要

- (1) 業務名 フロントヤード改革調査業務
- (2) 業務内容 酒田市が実施する自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトに関する調査（目指すべきフロントヤード像の企画・検討、実証事業実施、データ分析）の支援（コンサルティング）業務
- (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、本市と受注者との間で委託契約を締結するものとする。
- (4) 履行期間 契約日から令和7年3月31日まで

2 参加資格要件

本企画提案への参加資格を有する者は、単独企業又は業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。なお、共同企業体については、以下の要件を構成員のすべてが満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 公告日以後に、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成29年告示第580号）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- ③ 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1項第1号の規定に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ④ 提案内容プレゼンテーションの前日までに、以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア) 酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第27条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿（令和5年・6年度）に登録されていること。
 - イ) 指名競争入札参加者登録簿（令和5年・6年度）に未登録の場合は、提案内容プレゼンテーションまでに、参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。

3 参加手続

本業務の企画提案に参加しようとする者は、「フロントヤード改革調査業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）7に定めるところにより必要書類を提出すること。

4 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領9に定めるところにより必要書類を提出すること。

5 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領10に定めるところにより審査し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。

6 その他

その他詳細は、実施要領に定めるところによる。実施要領及び各種提出様式は、酒田市ホームページ (<http://www.city.sakata.lg.jp/>) に掲載する。